



## 自衛消防隊訓練研修会を実施

令和四年十月十八日(火)から二十日(木)までの三日間、明石市消防局において、事業所における消防用設備の知識や技法などを習得してもらうことを目的として、市内の事業所を対象とした自衛消防隊訓練研修会を開催しました。

当日は、明石防火協会に加入している三十一事業所から百六十五名が参加し、消防用設備の取扱いや防災に関する知識を学びました。

訓練を終えた、明石商工会議所の斎藤邦彦さん(入社二十七年四ヶ月)は「昨年に統いての参加ですが、改めて消火活動の知識を持つ大事さを知ることができました。」植田石油(株)Ene Jet明姫魚住の吉田啓祐さん(入社十二年)は、「煙の充満した暗闇の中での避難は、誘導灯の有無で想像していた以上の差に驚き、誘導灯の必要性について身を持って体験することができました。」ハリマ防災株式会社の堀祐也さん(入社八年六ヶ月)は、「実際に炎を使っての消火訓練は迫力があり、このような機会でないと体験ができるないので参考になりました。」、星光PMC株式会社の岡田大輔さん(入社二十四年六ヶ月)は、「実務体験では消火できなかつたこともあり、実際の火災に遭遇することがあれば女性や高齢者がボースを持つていれば、補助に入つたり力のある人に交代する」という判断材料になりました。」株式会社キヤッスルホテルの村上真由美さん(入社十一年)は、「スプリンクラーは設備がついていれば安心ではなく、噴射した際、消火の妨げになるようなものは避けなければいけないと勉強になりました。」、医療法人社団弘成会明海病院の敦さん(入社三年八ヶ月)は、「誘導灯の明かりの重要性を改めて感じ、職場にある誘導灯を含む消防用設備の位置を再確認しました。」、明石酒類醸造株式会社の杉中野々下純代さん(入社四年)は、「誘導灯の明かりの重要性を改めて感じ、職場にある誘導灯を含む消防用設備の位置を再確認しました。」と感想を述べました。



●消火器(粉末消火器)の取扱い訓練



●防災講話



●屋内消火栓の取扱い訓練



●消火器(水消火器)の取扱い訓練



●誘導灯を用いた避難訓練



●自動火災報知設備の見学

## 令和4年 火災・救急の統計

**火災の概要** 令和4年中における明石市内で発生した火災・救急の概要がまとめました。令和4年中の火災件数は65件、死者2名、負傷者2名となりました。

### ●前年度の比較(件数)

区分	令和4年	令和3年
建物	26	34
林野	0	0
車両	12	9
船舶	0	0
その他	27	15
合計	65	58

### ●出火原因(件数)

区分	令和4年	令和3年
放火・放火の疑い	15	10
たばこ	5	6
こんろ等	10	5
たき火・焼却炉	0	0
火遊び	1	0
電気関係	10	12
マッチ・ライター	2	1
ストーブ	1	2
その他	19	18
不明・調査中	2	4
合計	65	58



火災件数は65件で前年の58件から7件増加しました。

過去10年間の合計は667件で、1年間の平均は約66件となり、平均より下回りました。

火災による死者数は、2名で前年の2名と同数、負傷者は2名で前年の15名から13名減少しました。

救急出動件数は、16,673件で前年より1,891件増加しました。

事故種別で一番多いのは、急病10,753件、次に一般負傷2,738件、転院搬送1,458件となっています。

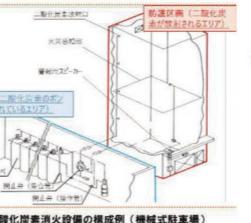
区分	令和4年	令和3年
急病	10,753	9,266
一般負傷	2,738	2,421
交通事故	864	915
自損行為	132	141
加害	54	62
労災	109	74
火災	26	39
運動競技	66	55
水難	15	8
自然災害	0	0
転院搬送	1,458	1,367
医師搬送	29	24
その他	429	410
合計	16,673	14,782

## 明石市消防局

### 別紙 二酸化炭素消火設備に係る基準改正のポイント

#### 二酸化炭素消火設備とは?

- 防護区画(二酸化炭素が放射されるエリア)内の濃度を低下させ、消火します。
- 消火に伴う汚損がない等の特徴から、機械式駐車場や電気室などに多数設置されています。
- 設備が作動し、二酸化炭素が放射されると、防護区内での視界は遮られ、避難が難しくなるとともに、高濃度の二酸化炭素は、人体に影響を与え、場合によっては生命の危険性が生じます。



#### 改正の背景

消防庁では、令和2年12月から令和3年4月にかけて二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを受け、有識者検討会において、再発防止策のあり方について検討されました。この検討結果を踏まえ、二酸化炭素消火設備に係る政令の改正等を行いました。

#### 既に設置されている二酸化炭素消火設備において必要となる主な対応

##### 令和5年3月31日までに

##### 1 標識の設置が必要となります

- 二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入り口等の見やすい箇所に、次の(1)(2)及びIS A 8312(2021)の図A.1を示した標識を設ける必要があります。
- (1)二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。
  - (2)消火剤が放射された場合は、原則として、放射された場所に立ち入ってはならないこと。

##### 令和6年3月31日までに

##### 3 閉止弁の設置が必要となります

- 集合管又は操作管に、一定の基準に達する閉止弁(二酸化炭素を放射するための配管を閉止するための弁)を設ける必要があります。

##### 4 図書の備え付けが必要となります

制御盤の付近に、次の(1)を定めた図書を備えておく必要があります。

- ①二酸化炭素消火設備の構造
- ②工事、整備及び点検時においてるべき措置の具体的な手順



### いのちを守る10のポイント

#### 4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- こんろを使うときは火のそばを離れない
- コンセントはほごりを清掃し、不必要的プラグは抜く

#### 6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は、安全装置の付いた機器を使用する
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保しておく
- 消防訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの消防対策を行う

#### 消防庁

Fire and Disaster Management Agency  
<https://www.fdma.go.jp/>

お問い合わせ先

